

四 癸行方法

用 振 替 法 の 適

回利付国庫債券（五年）（第九十五）財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十一年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条规定の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」といふ。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利税率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた申込みの応募価格を募入額に

財務大臣 野田佳彌

○財務省告示百十七号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年三月二十二日に發行した利付國債の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年四月五日

五

八 口 イ  
方 蓼

価・別債行争非者特国札非  
格第参市及入価・別債發競  
競II加場び札格第参市行争  
争非者特国發競I加場入  
入価法入  
札格決  
發競定  
行争の

各申込のうち応募価格の高い割り当ては、その応募額を順次割り当てる。各申込のうち応募価格の高い割り当ては、その応募額を順次割り当てる。

より加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによつての発行（以下「非競争入札発行」といふ。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行」といふ。）及び価格競争入札の募集の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第二非価格競争入札発行」といふ。）

ニ ハ ロ

者 特 国 行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入
・ 別 債 入 價 ・ 別 債 発 競		札 格 行 札
第 参 市 札 格 第 参 市 行 争		發 競 發
II 加 場 發 競 I 加 場 入		行 争 額 行

国 条 特 百 国 条 特 九 国 条 特 千 国 条 億 い に る 二 は づ る め 十 九 つ 定 う 額  
 債 の 別 十 債 の 別 億 債 の 別 四 債 の 九 て 基 法 百 、 き 法 の 二 億 い に ち 面  
 に 規 会 三 に 規 会 六 に 規 会 百 に 規 千 は づ 律 七 額 發 律 公 年 九 て 基 、 金  
 つ 定 計 千 つ 定 計 四 つ 定 百 、 き 第 十 面 行 第 債 度 千 は づ 財 額  
 い に に 九 い に に 億 い に 十 額 發 四 万 金 し 二 の に 二 、 き 政 で  
 て 基 関 百 て 基 関 三 て 基 万 面 行 十 円 額 た 条 發 お 百 額 發 法 二  
 、 づ す 万 、 づ す 百 は づ 円 金 し 六 、 で 利 第 行 け 九 面 行 第 兆  
 額 き る 円 額 き る 三 、 き 、 額 た 条 特 六 付 一 の る 十 金 し 四 二  
 面 發 法 面 發 法 十 額 發 同 で 利 第 別 千 国 項 特 財 万 額 た 条 千  
 金 行 律 金 行 律 万 面 行 法 七 付 一 会 九 債 の 例 政 円 で 利 第 四  
 額 し 第 額 し 第 円 金 し 第 千 国 項 計 十 に 規 等 運 、 四 付 一 十  
 で た 四 で た 四 額 た 四 三 債 の に 九 つ 定 に 営 平 百 国 項 一 億  
 二 利 十 千 利 十 三 利 十 で 利 十 に 規 関 億 い に 関 の 成 九 債 の 円  
 百 付 七 九 付 七 十 付 七 八 付 七 七 つ 定 す 千 て 基 す た 二十 に 規

口	イ	一	發	振額最	二	ハ	口	イ	払	七
札非	入	価	發	替	低	行	争	非	者	特
發競	札	格	行	額	入	債	・	別	債	國
行争	發	競	価	面	札	格	第	參	市	行
、入	行	爭	格	位	格	第	參	市	行	争
額	十	額	平	す	額	の	振	五	二	千
面	八	面	成	る	の	記	替	万	百	九
金	錢	金	二	。	整	載	法	円	十	百
額	以	額	十	数	又	の			三	千
百	上	百	三	倍	は	規			億	四
円	の	円	年	。	記	定			百	六
に	そ	に	三	金	錄	に			円	千
つ	れ	つ	月	額	は	よ			九	四
き	ぞ	き	二	に	、	る			百	十
百	れ	九	十	よ	最	振			三	九
円	の	十	二	る	低	替			万	四
一	応	九	日	も	額	口			万	百
錢	募	円		の	面	座			六	三十
		価	九	と	金	簿			千	

の経利入価・別債行争非者特国  
払過札格第参市及入価・別債  
込利発競Ⅱ加場び札格第参市  
み子率行争非者特国発競Ⅰ加場

(二)

は出に住時額金にの口るに  
外しは者にへ額よに座も係發  
國た、又おたにりつにのる行  
法金前はいだ百算い記と所時  
人額記外てし分出て載し得に  
がに(一)国取、のしは又て税お  
適當の法得当二た、は振がい  
用該算人す該十金前記替源て  
を非式でる國を額記録口泉、  
受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ  
け住よるがをじらのれ簿収の  
る者り場非発た當算る中さ利  
所又算合居行金該式ものれ子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

(一)年

む十式は○  
も号に、募・  
のによ払入六  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

二十九	十 九	十 八	十 七	十 六	十 五	十 四	
払者入払元償償 込札場利還還 期參所金金期 日加支額限子以						初 期 利 子	
平成二十 財務大臣 二十三年三月二十二日 から通知を受けた者						日額平利てを毎 本面成子、支年 銀金二をそ払三 行額十支の期月 百八払日と二 円年う以し十 に三。前、日 つ月六各及 き二月支び 百十間払九 円日に期月 属に二すお十 るい日	$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100 \times 2}$ 規下は期た期平 定、が金と成控得 す次そ銀額し二除税 る号の行を、十すの 期及翌休支次三る税 日び當業払の年こ率 に第業う算九とを つ十日。式月が乗 い六日にたに二でじ て号支當だよ十きた 同に払たしり日る金 じおうる、算を。額 いへと支出支 て以き払し払を